

9-1 協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
1	放送	災害時における放送の協力に関する協 定書	室蘭まちづくり放送㈱	H24. 4. 13	9-2(1)
2	医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	室蘭市医師会	H3. 4. 1	9-3(1)
3		災害時の歯科医療救護活動に関する協 定書	室蘭歯科医師会	H11. 12. 1	9-3(2)
4		災害時の医療救護活動に関する協定書	北海道薬剤師会室蘭支部	H26. 5. 7	9-3(3)
5		胆振・北渡島檜山地域災害拠点病院間の 災害等における相互支援に関する協定 書	日鋼記念病院、王子総合病 院、苫小牧市立病院、伊達 赤十字病院、八雲総合病院	H26. 4. 1	9-3(4)
6		災害時における柔道整復師の救護活動 に関する協定書	北海道柔道整復師会 日胆ブロック	H27. 10. 23	9-3(5)
7		食料・生活 物資の供 給	災害時に必要な物資の調達及び駐車場 用地の提供に関する協定書	㈱長崎屋	H8. 8. 23 H26. 12. 1 見直
8	災害時における応急生活物資の供給及 び駐車場用地の提供に関する協定書		イオン北海道㈱	H20. 2. 12	9-4(2)
9		災害対応型自動販売機による協働事業 に関する協定書	北海道コ・コアボトリング㈱	H23. 3. 1	9-4(3)
10		道内卸売市場による災害時相互応援協定	卸売市場各社 (15 社)	H24. 8. 20	9-4(4)
11		災害時に必要な物資の調達及び駐車場 用地の提供に関する協定書	㈱ラルズ	H8. 8. 23 H26. 12. 1 見直	9-4(5)
12		災害時における応急生活物資供給の協 力に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ ジャパン	H29. 8. 31	9-4(6)
13		災害時に必要な物資の調達に関する協 定書	(株)ツルハ	H29. 9. 1	9-4(7)
14		災害時に必要な物資の調達に関する協 定書	(株)サンドラッグプラス	H29. 9. 1	9-4(8)
15		災害時に必要な物資の調達に関する協 定書	北海道薬剤師会室蘭支部	H30. 1. 13	9-4(9)
16	燃料	災害時における燃料の供給及び施設の 利用等の協力に関する協定書	胆振地方石油販売 協同組合	H20. 10. 10	9-5(1)
17		災害時の発生時における室蘭市と北海 道エルピーガス災害対策協議会の応 急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス協会 胆振支部	H23. 3. 24	9-5(2)

9-1 協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
18	救助・救援等の支援	日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会 北海道地方支部	H10. 7. 1	9-6(1)
19		日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会	H10. 12. 1	9-6(2)
20		大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書	室蘭市管工事業協同組合	H19. 3. 27	9-6(3)
21		災害情報の通報に関する協定書	室蘭ハイヤー協同組合	H9. 12. 16	9-6(4)
22		災害時における応急対策業務に関する協定書	室蘭市建設業協会	H20. 2. 14 H30. 9. 5 見直	9-6(5)
23		大規模火災等の災害時における応援活動に関する協定書	石油コンビナート等特別防災区域自衛消防組織 (5 社)	H8. 8. 29	9-6(6)
24		災害時における公共施設に係る電気設備等の応急対策業務に関する協定書	室蘭地方電気工業業協同組合	H20. 12. 24	9-6(7)
25		災害時協力協定書	北海道電気保安協会	H24. 2. 28	9-6(8)
26		災害時における機器の調達に関する協定書	北海道建設機器レンタル協会 室蘭支部	H25. 3. 6	9-6(9)
27		大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する協定	室蘭・登別遊技場組合	H25. 8. 27	9-6(10)
28		燃料電池自動車等を活用した災害時における協力に関する協定書	室蘭商工会議所	H29. 5. 29	9-6(11)
29		災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	㈱ゼンリン	H29. 11. 28	9-6(12)
30		災害時における防災資機材及び施設の利用等の協力に関する協定書	㈱イーテックス	H30. 11. 30	9-6(13)
31		災害時における応急対策業務に関する協定書	室蘭電業協会	H31. 2. 22	9-6(14)
32	室蘭市生涯学習センター「きらん」における災害対応への協力に関する協定	室蘭市生涯学習センター整備事業の維持管理運営業務に関わる共同事業体	R1. 8. 1	9-6(15)	
33	災害時における施設の利用等の協力に関する協定書	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事務所	R1. 9. 6	9-6(16)	
34	災害時及び防災活動における協力に関する協定書	一般社団法人登別室蘭青年会議所	R1. 10. 6	9-6(17)	

9-1 協定締結一覧

	分類別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
35	救助・救援等の支援	室蘭市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉協議会	R1. 10. 18	9-6(18)
36	廃棄物処理	廃棄物処理に係る相互支援協定	3市4町及び西いぶり 広域連合	H22. 2. 1	9-7(1)
37		災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	道南公益清掃事業協同組合	H30. 9. 5	9-7(2)
38	避難所・避難等支援	室蘭市と室蘭福祉事業協会の災害時における協力に関する協定書	室蘭福祉事業協会	H20. 4. 15 H25. 6. 4 見直	9-8 (1)
39		災害発生時における室蘭市と室蘭市内郵便局の協力に関する協定書	室蘭市内郵便局	H20. 8. 1 H27. 7. 27 見直	9-8 (2)
40	避難所・避難等支援	避難場所広告付き看板の設置に関する協定書	北電興業(株)	H20. 4. 3	9-8 (3)
41		避難場所広告付き看板に関する協定書	NTT 北海道電話帳(株)	H22. 11. 1	9-8 (4)
42		災害時に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー(株)	H24. 10. 1	9-8 (5)
43		津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	(有)室蘭ホテルシステム	H25. 2. 18	9-8 (6)
44		津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	イワケホーム(株)	H25. 2. 21	9-8 (7)
45		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	北海道室蘭栄高等学校	H25. 3. 26	9-8 (8)
46		津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	(株)大東	H25. 4. 19	9-8 (9)
47		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	札幌地方検察庁	H30. 9. 3	9-8(10)
48		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	大川原脳神経外科病院	H30. 11. 22	9-8(11)
49		災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書	北海道公衆浴場業生活衛生 同業組合室蘭支部室蘭浴場 組合	H26. 4. 14	9-8 (12)
50	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H26. 5. 30	9-8 (13)	

9-1 協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
51	避難所・避難等支援	災害発生時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書	室蘭市社会福祉協議会、室蘭市介護保険サービス事業所連絡協議会、室蘭福祉事業協会、青雲会、上寿の会、ホットライフ(株)、(株)タカラサービス、倭会、(株)ニチイ学館、社会医療法人母恋、社会福祉法人母恋、幸清会、製鉄記念室蘭病院、室蘭天照福祉会、五紀会	H27. 8. 18	9-8 (14)
52		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	北海道立室蘭高等技術専門学院	H29. 7. 5	9-8(15)
53		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	社会福祉法人室蘭言泉学園	H29. 11. 28	9-8(16)
54		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	宗教法人天照教	H29. 12. 14	9-8(17)
55		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	白鳥台ショッピングセンター商業協同組合	H30. 4. 20	9-8(18)
56		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	本教寺	H31. 2. 15	9-8(19)
57		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	蘭中仏教会	H31. 4. 17	9-8(20)
58		災害時における施設の利用等の協力に関する協定書	(有)共明	H30. 12. 28	9-8(21)
59		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	天理教輪西分教会	R1. 8. 26	9-8(22)
60		輸送	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	室蘭地区トラック協会	H10. 1. 17
61	行政機関	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	H27. 3. 31	9-10(1)
62		姉妹都市災害時相互応援に関する協定	上越市、清水市	H7. 10. 22	9-10(2)
63		北海道広域消防相互応援協定	道内消防本部	H3. 2. 13	9-10(3)
64		室蘭市と登別市の北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項	登別市	H3. 3. 29	9-10(4)

9-1 協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
65	行政機関	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道知事及び道内消防本部	H8. 6. 25	9-10(5)
66		室蘭海上保安部と室蘭市消防本部との船舶消火に関する業務協定	室蘭海上保安部	S44. 2. 1	9-10(6)
67		災害時の連携に係る協定書	陸上自衛隊第7師団	H24. 12. 25	9-10(7)
68		室蘭市内の災害時における連絡に係る覚書	陸上自衛隊第7師団	H20. 10. 6	9-10(8)
69		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 6. 1	9-10(9)
70		6市町防災協定	3市3町	H23. 9. 2	9-10(10)
71		災害時の応援に関する協定	北海道財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会	H26. 3. 28	9-10(11)
72		石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会 加盟団体	H23. 7. 12	9-10(12)
73		災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	1区2市9町2村	H28. 6. 24	9-10(13)
74		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	札幌市中央区大通西12丁目 札幌地方検察庁	H30. 9. 3	9-10(14)
75		室蘭市と宮古市との災害時等における相互協力応援に関する協定	岩手県宮古市	R1. 8. 20	9-10(15)
	参考	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	9-11(1)
	参考	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	全日本冠婚葬祭互助協会	H17. 11. 1	9-11(2)

## 災害時における放送の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭まちづくり放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における住民への放送に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和34年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は災害のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙の協力を得て、住民等へ放送を活用して情報伝達を行うことで、災害の予防、被害の軽減を図ることを目的とする。

### （放送の要請）

第2条 甲は災害時における災害防止と被害の拡大防止を図るため、住民等へ情報伝達の必要があると認めたときは、乙に対し放送を行うよう要請することができる。

### （要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により放送を行うことを要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 放送事項
- （3） 希望する放送日時
- （4） その他必要事項

### （放送の実施）

第4条 乙は、甲からの放送要請があったときは、適切な放送形式、内容、時刻を決定して放送するものとする。

### （費用負担）

第5条 甲の要請に基づく乙の放送に要する費用は、乙が負担する。

### （臨時災害放送局）

第5条の二 大規模災害が発生し、甲として臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。そのための運営費用は甲が乙に対し支払うものとし、その額は、両者で協議して合意した額とする。

(連絡責任者)

第6条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部総括部長、乙においては放送局長とする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示かない限り、その効力を継続する。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月13日

(甲) 室蘭市幸町1番2号  
室蘭市  
室蘭市長 青山 剛

(乙) 室蘭市輪西町1丁目32番8号  
室蘭まちづくり放送株式会社  
代表取締役社長 沼 田 勇 也

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と社団法人室蘭市医師会（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、室蘭市地域防災協定に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、室蘭市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の義務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急措置及び医療
- （2）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）被災者の死亡の確認及び死体の検索

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救護班の編成及び派遣に要する費用
- （2）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3）救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金



(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの  
(北海道及び北海道医師会との調整)

第10条 甲は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき北海道の行う医療救活動に協力するとともに、円滑に実施されるよう調整を図るものとする。

2 乙は、前項の規定による医療救護活動が円滑に実施されるよう、北海道医師会との調整を図るものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも何らの意志表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 室蘭市

室蘭市長 岩田弘志

乙 室蘭市東町4丁目20番6号

社団法人 室蘭市医師会

会長 斎藤修弥

## 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

室蘭市（以下「甲」という。）と社団法人室蘭市医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細則は次のとおりとする。

### （医療救護活動の報告）

第1条 乙が協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは医療救護活動終了後速やかに、各救護班の「医療救護活動報告書」（第1号様式）「班員名簿」（第2号様式）及び「医療等品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

### （費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

### （費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

### （支払）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し支払うものとする。

### 別表（第4条第1項）

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号） 別表第2に定める額		
補 助 職 員	その都度定める	同 左	同 左

## 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と社団法人室蘭歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、室蘭市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2） 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- （4） 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために、必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、

甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は、死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの  
(北海道及び北海道歯科医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき北海道の行う歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による北海道の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、北海道歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成11年12月1日

甲 室蘭市

室蘭市長 新宮正志

乙 室蘭市東町1丁目20番26号

社団法人 室蘭歯科医師会

会長 古谷忠雄

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、室蘭市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師で組織する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が設置する医薬品等の集積場所及び避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1). 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2). 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3). 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4). 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（北海道及び北海道医師会との調整）

第9条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき北海道の行う医療救護活動に協力するとともに、円滑に実施されるよう調整を図るものとする。

2 乙は、前項の規定による医療救護活動が円滑に実施されるよう、北海道薬剤師会との調整を図るものとする。

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 5月 7日

甲 室蘭市  
室蘭市長 青山 剛

乙 一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部  
支部長 多田 昌央

# 胆振・北渡島檜山地域 災害拠点病院間の 災害時等における相互支援に関する協定書

## （目的）

第1条 社会医療法人母恋 日鋼記念病院（以下「甲」という。）と王子総合病院（以下「乙」という。）と市立室蘭総合病院（以下「丙」という。）と苫小牧市立病院（以下「丁」という。）と総合病院伊達赤十字病院（以下「戊」という。）と八雲総合病院（以下「己」という。）と社会医療法人 製鉄記念室蘭病院（以下「庚」という。）は、大地震、台風等の自然災害等による大規模な災害及び事故等の発生時（以下「災害時等」という。）に、災害拠点病院として相互に連携・協力を行い、医療活動を継続し、適切な医療を提供するために必要な事項を定めるものとする。

## （支援の内容）

第2条 支援の内容は、次に掲げる項目とする。

- （1）傷病者の受け入れ
- （2）応急物資（医療資器材等）
- （3）応急要員（職員派遣）
- （4）前各号に定めのあるものの他、特に要請のあった事項

## （支援の要請手続き）

第3条 支援を要請しようとする病院は、次の事項を明らかにして、文書により相手方に支援要請を行うものとする。ただし、それが困難な場合には、電話、ファックスその他の可能な手段によることができるものとする。

- （1）被害等状況（人的被害、建物・ライフライン、医療資器材等）
- （2）要請する支援の内容と規模等
- （3）支援の期間
- （4）前号に定めるもののほか、必要な事項

## （連絡窓口）

第4条 災害時等に甲、乙、丙、丁、戊、己、庚が連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

## （支援に要する経費の負担）

第5条 支援に要する経費は、原則として支援を要請した病院側の負担とする。ただし清算方法等についてはその都度別途協議する。

## （平常時における協力体制）

第6条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において情報の共有、職員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

## （協議）

第7条 この協定書に拠りがたいものについては、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚の協議により定めるものとする。

2 この協定書は甲、乙、丙、丁、戊、己、庚の合意に基づき随時改定することができる。

## （協定期間）

第8条 この協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲、乙、丙、丁、戊、己、庚いずれからも別段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日より1カ年間延長し、その後も同様とする。

この協定書は甲と乙と丙と丁と戊と己と庚がそれぞれ1通を保管する。

平成28年 4月 1日

(甲) 室蘭市新富町 1-5-13  
社会医療法人母恋 日鋼記念病院  
理事長 院長 柳谷 晶仁

(乙) 苫小牧市若草町3丁目4番8号  
医療法人 王子総合病院  
理事長・院長 大岩 均

(丙) 室蘭市山手町 3-8-1  
市立室蘭総合病院  
室蘭市病院事業管理者 土肥 修司

(丁) 苫小牧市清水町1丁目5番20号  
苫小牧市立病

院

院長 松岡 伸一

(戊) 伊達市末永町81番地  
総合病院伊達赤十字病院  
院長 武智 茂

(己) 二海郡八雲町東雲町50番地  
八雲総合病院  
院長 三田 昌輝

(庚) 室蘭市知利別町1丁目45番地  
社会医療法人 製鉄記念室蘭病院  
理事長 松木 高雪



## 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会日胆ブロック（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、室蘭市地域防災計画に基づき、柔道整復師による医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し柔道整復師で組織する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

### （医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

### （救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者に対する柔道整復（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の施術
- （2）被災者に対する柔道整復の施術に用いる衛生材料等の提供

### （救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （衛生材料等の補給等）

第6条 甲は、衛生材料等の補給、柔道整復救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

### （施術料）

第7条 第4条第1項に規定する救護所における被災者に対する施術料は、無料とする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(損害賠償等)

第9条 乙は、第3条に定める災害医療救護計画に基づき救護所等に派遣する救護班員について、傷害保険に加入する者とする。

2 乙が派遣した救護班員が、救護活動中の事故により死亡、負傷、若しくは身体障害を有することとなった場合は、前項の規定により、乙が加入する傷害保険により補償するものとする。

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月23日

(甲) 室蘭市  
市長 青山 剛

(乙) 公益社団法人 北海道柔道整復師会 日胆ブロック  
会長 田原 篤

## 災害時に必要な物資の調達及び駐車場用地の提供に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社長崎屋（以下「乙」という。）とは、乙の営業するドン・キホーテ室蘭中島店（以下「本店舗」という）における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び駐車場用地の提供に関し、次のとおり協定する。

### （要 請）

- 第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所及び避難者の駐車場として必要があると認めたときは、乙に対して駐車場用地の提供について協力を要請することができる。
- 3 乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先供給及び駐車場用地の提供についてこれに応ずるよう努めるものとする。

### （調達物資の範囲）

- 第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。
- （1）別表1に掲げる物資
  - （2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

- 第3条 第1条第1項に規定する要請は、乙に対して、注文書（別記様式1）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により注文書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に物資供給に関する注文書を提出するものとする。
- 2 第1条第2項に規定する要請は、乙に対して、要請書（別記様式2）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により要請書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に駐車場に関する要請書を提出するものとする。

### （価 格）

- 第4条 物資の引取価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難しい場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

### （物資の引渡し）

- 第5条 乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、甲の指定する場所又は乙の店頭において、甲の派遣した職員又は甲の指定する者に対し、物資及び数量を確認のうえ引

渡しを行うものとする。

(代金の支払い)

第6条 乙は、前条の規定により物資を引渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、30日以内に乙へ支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

(保有物資数量の照会)

第7条 甲は、必要に応じて乙に対し、保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応ずるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。ただし、乙が本店舗の営業を終了した場合は、この協定は本店舗の営業終了をもって自動的にその効力を失うものとする

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年12月 1日

甲 室 蘭 市  
室蘭市長 青山 剛

乙 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号  
株式会社 長崎屋  
代表取締役 関口 憲司

## 災害時における応急生活物資の供給及び駐車場用地の提供に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び駐車場用地の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「災害の発生等」という。）に、甲が行う災害対策活動に係る物資等及び避難場所の確保を図るため、物資の供給及び駐車場の提供の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が室蘭市災害対策本部又は警戒本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

### （物資の供給の要請等）

第3条 甲は、災害の発生等があった場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、別紙様式1により、その保有する物資の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に別紙様式1により提出することができる。

2 前項に規定する供給を要請する物資は、別表に掲げる物資であって甲が必要であると認めるものとする。

### （駐車場用地の提供の要請等）

第4条 甲は、災害の発生等があった場合において、避難場所として駐車場を必要とするときは、乙に対し、別紙様式2により、駐車場用地の提供について協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に別紙様式2により提出することができる。

2 前項に規定する提供について協力を要請する駐車場用地は、別紙のとおりとする。

### （協力の実施）

第5条 乙は前2条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先的な供給及び運搬又は駐車場用地の提供について協力を努めるものとする。

### （価格）

第6条 物資の取引価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難しい場合は甲乙協議の上決定するものとする。

(物資の引渡し)

第7条 乙は第3条第1項に規定する要請を受けたときは、甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の派遣した職員又は甲の指定する者の確認を受けて引渡しを行うものとする。

(代金の支払い)

第8条 乙は、前条の規定により物資を引き渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。

2 甲は、乙から代金の支払請求があった場合は、室蘭市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては人事総務開発本部総務部長とする。

(協定の効力)

第10条 この協定は、締結の日から、甲又は乙から協定の廃止について申し出があり、甲乙協議した上で協定を廃止するときまで、効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成20年2月12日

(甲) 室蘭市幸町1番2号

室蘭市

室蘭市長 新宮正志

(乙) 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

イオン北海道株式会社

代表取締役社長 植村忠規

## 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

### （目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、防災情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

### （情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示版の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

### （商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

### （災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

### （連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

名称	電話番号
室蘭市総務部総務課【防災安全】	0143-25-2244
当直室(夜間・休日)	0143-22-1111

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
室蘭登別販売課(代表)	0143-88-3311
本社総務部(夜間・休日/衛星携帯)	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月1日

甲 室蘭市幸町1番2号  
室蘭市長 新宮 正志

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 角野 中原



## 道内卸売市場による災害時相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、北海道内において次に掲げる災害が発生し、災害を受けた卸売市場（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を地域住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない卸売市場（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災地域における生鮮食料品の安定供給を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
- (3) その他災害で、被災地域への応援が必要とされる場合

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災地域の住民に供給する生鮮食料品の提供
  - (2) 被災地域の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- 2 乙は、前項に定める応援のほか、市場事業の継続のために甲が要請する応援のうち、対応可能なものについては、その実現に努めることとする。

### (応援要請)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
  - (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
  - (4) 応援を要する卸売市場名及び当該市場への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

### (協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、応諾の可否を判断し、応諾できる場合は甲と速やかに連絡調整のうえ応援供給を実施する。

2 公設市場においては、開設者が場内の卸売会社との連絡調整を行う。

3 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援供給は、この協定を締結する卸売市場の卸売会社間の相対取引による決済を基本とする。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項及び第2項に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙が自主的な応援を実施する場合の経費は、乙の負担とする。

(情報連絡体制)

第7条 この協定を締結する卸売市場は、相互応援のための連絡担当部署をあらかじめ定め、災害が発生した時は速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する卸売市場が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

附 則

この協定は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

平成24年8月20日

札幌市中央卸売市場

札幌市長 上田 文雄

札幌市中央卸売市場

曲ノ高橋水産株式会社

代表取締役社長 高橋 清一郎

札幌市中央卸売市場

丸水札幌中央水産株式会社

代表取締役社長 武藤 修

札幌市中央卸売市場  
丸果札幌青果株式会社  
代表取締役社長 勇崎 恒宏

札幌市中央卸売市場  
札幌ホクレン青果株式会社  
代表取締役社長 増田 公昭

室蘭市公設地方卸売市場  
室蘭市長 青山 剛

室蘭市公設地方卸売市場  
丸果室蘭青果株式会社  
代表取締役社長 渡 一広

室蘭市公設地方卸売市場  
株式会社室蘭魚市場  
代表取締役社長 池田 隆

苫小牧市公設地方卸売市場  
苫小牧市長 岩倉 博文

苫小牧市公設地方卸売市場  
マルトマ苫小牧卸売株式会社  
代表取締役社長 菅原 正樹

苫小牧市公設地方卸売市場  
丸一苫小牧中央青果株式会社  
代表取締役社長 島 忠義

函館市水産物地方卸売市場  
函館市青果物地方卸売市場  
函館市長 工藤 壽樹

函館市水産物地方卸売市場  
函館魚市場株式会社  
代表取締役社長 松山 征史

函館市青果物地方卸売市場

東一函館青果株式会社

代表取締役社長 木戸浦 静男

函館市青果物地方卸売市場

丸果函館合同青果株式会社

代表取締役社長 勝木 敏孝































































































































































































































































































































































































